

行為の変更届出書

届出日を記入 → 平成 30 年 5 月 20 日 ←

(あて先) 八戸市長

届出者 住所
氏名 印

届出者は原則
建主とします

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

行為着手の
30 日前ま
でに届出が
必要となり
ます。

記

1 当初の届出年月日 平成 30 年 4 月 2 日

2 変更の内容

例) ○面積の変更 (1, 500 m²→2, 000 m²)

○住宅用区画数の変更 (6 区画→8 区画)

3 変更の部分に係る行為の着手予定日 平成 30 年 6 月 25 日 ←

4 変更の部分に係る行為の完了予定日 平成 30 年 10 月 31 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(連絡先) 八戸市〇〇一丁目〇-〇

〇〇設計 担当: 〇〇、電話番号: 〇〇-〇〇-〇〇〇〇